

報道発表資料の配付日時 2月7日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会(北海道農政事務所主催)」及び「道産食品輸出拡大戦略推進協議会(北海道主催)」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 開催趣旨 令和5年(2023年)までに道産食品輸出額1,500億円を目標水準とする「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」に基づき、オール北海道で道産食品の輸出拡大を図るため、本道の行政機関や生産者団体、支援機関等が情報共有と連携強化を図る。</p> <p>2 開催日時・場所 (1) 日時: 令和2年(2020年)2月14日(金) 13:30~16:00 (2) 場所: 札幌国際ビル8階国際ホール(札幌市中央区北4条西4丁目1番地)</p> <p>3 構成機関・団体(別紙設置要領等参照) 生産者団体、産業団体、経済団体、金融機関、支援機関、国出先機関等</p> <p>4 開催内容(別紙次第参照) ・農林水産省からの情報提供 ・各機関からの情報提供 ・意見交換等</p>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・道産食品輸出拡大を図るため、幅広い関係者が一同に会する協議会。 ・平成28年度から開催。今回は通算で第9回目、今年度2回目の開催。 		
報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体及び道の未公表情報を含めた意見交換を行うことから、取材は別紙次第の「4 各機関からの情報提供」までとさせていただきます。 ・カメラ撮影等は現地担当者の指示に従っていただくようお願いします。 ・会議の概要等について、会議終了後(16:00目途)に同会場において担当者が説明をさせていただきます。 ・取材希望の場合は、別紙「取材申込書」による事前申込にご協力願います(当日の取材受付も可、会場受付で名刺をお渡しくください。) 		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課(担当: 菊地、滝上) TEL ダイヤルイン011-330-8810 北海道経済部食関連産業室(担当: 石川、中川) TEL ダイヤルイン 011-204-5138 内線 26-823		

北海道地域農林水産物等輸出促進協議会
道産食品輸出拡大戦略推進協議会
次 第

日 時:令和2年(2020年)2月14日(金)
13:30~16:00

場 所:札幌国際ビル8階 国際ホール

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 農林水産省からの情報提供
- 4 各機関からの情報提供
- 5 意見交換等
- 6 閉 会

北海道地域農林水産物等輸出促進協議会設置要領

平成28年1月14日

1 目的

農林水産省では、我が国の高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を促進するため、農林水産物等輸出促進全国協議会（以下「全国協議会」という。）を平成17年4月に設置し、関係機関・団体が一体となった取組を推進している。

また、農林水産物・食品の輸出額を平成32年に1兆円にするという目標の具体化に向け、平成25年8月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定・公表するとともに、平成26年6月に全国協議会の下に輸出戦略実行委員会を設置し、オールジャパンでの実効性ある輸出拡大に向けた取組を進めているところである。

こうした状況のなか、北海道における農林水産物・食品について、一層の輸出拡大を図るため、農林水産・食品産業等に関係する機関及び団体、地方公共団体、各省地方支分部局等と連携を強化し、花き類、原木・製材を含む北海道の農林水産物等の輸出を一層促進することを目的として、全国協議会の地域ブロック機関として「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会」（以下、「道地域輸出協議会」）を設置する。

2 構成員

道地域輸出協議会は、その目的に賛同する関係機関・団体、地方公共団体、各省地方支分局等により構成する。（別紙のとおり）

構成員は必要に応じて追加できる。

3 実施内容等

(1) 実施内容

- ① 農林水産物等の輸出に関する情報の共有化
- ② 農林水産物等の輸出に関する課題への対応
- ③ 全国協議会への対応
- ④ その他農林水産物等の輸出促進に関する事項の実施

(2) 実施体制

実施内容の具体化等を推進するため、テーマに応じ関心のある構成員からなる会議等を設置することができる。

4 事務局

事務局は、北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課に置く。

別紙

令和元年8月2日現在

北海道地域農林水産物等輸出促進協議会 構成員

農林水産・食品産業等に係る機関及び団体：

北海道農業協同組合中央会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
北海道森林組合連合会
北海道木材産業協同組合連合会
（一社）北海道食品産業協議会
北海道経済連合会
（独）日本貿易振興機構北海道貿易情報センター
（一社）北海道食産業総合振興機構
（一社）北海道貿易物産振興会
北海道国際ビジネスセンター
（株）日本政策金融公庫
札幌商工会議所

地方公共団体関係：

北海道
札幌市

各省地方支分部局等：

北海道開発局
北海道経済産業局
札幌国税局
北海道運輸局
北海道厚生局
函館税関
横浜植物防疫所札幌支所
動物検疫所北海道出張所
北海道農政事務所（事務局）

（順不同）

道産食品輸出拡大戦略推進協議会設置要綱

1 目的

人口減少が急速なスピードで進行し国内の食市場の縮小が見込まれるなか、道産食品の輸出
1, 500億円を目標水準とする「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」に基づき、成長する世界の食市場への販路を開拓し、アジア地域を中心とした旺盛な海外需要を積極的に取り込むことにより、地域を支える農水産業や食品加工業の発展と力強い地域経済の構築に向けて、幅広い関係者が密接に連携しオール北海道で道産食品の輸出拡大を図るため、道産食品輸出拡大戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

2 構成

- (1) 協議会の構成は別表1のとおりとする。
- (2) 協議会の活動には、必要に応じオブザーバーを参加させることができる。

3 海外販路開拓支援プラットフォーム

- (1) 道内企業の海外展開に係る効果的な支援を行うため、協議会に海外販路開拓プラットフォームを設置することとし、構成は別表2のとおりとする。
- (2) プラットフォームの役割は次のとおりとする。
 - ア 企業や地域等からの相談に係る情報を共有すること。
 - イ 相談事案に応じて最も適切な機関が中心となって企業の取組を支援すること。

4 所掌事項

協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 道産食品の輸出拡大に係る情報共有に関すること。
- (2) 道産食品の輸出拡大に係る関係機関の連携に係る調整に関すること。
- (3) 道産食品の輸出拡大に係る実施内容の具体化等を推進するため、必要に応じ、テーマに即した構成員などからなる会議等を設置すること。
- (4) その他道産食品の輸出拡大のために必要なこと。

5 協議会の開催

協議会は、必要に応じ事務局が招集し、開催するものとする。

6 事務局

協議会の事務局は北海道経済部食関連産業室とする。

7 その他

上記のほか、協議会の運営に必要な事項については、事務局が定めるものとする。

附 則

本要綱は平成28年6月9日より施行する。

改正後の要綱は平成28年9月14日より施行する。

改正後の要綱は平成31年2月8日より施行する。

別表 1

構成団体
農林水産省北海道農政事務所
経済産業省北海道経済産業局
国土交通省北海道開発局
北海道経済連合会
札幌商工会議所
(独法) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター
(一社) 北海道貿易物産振興会
北海道国際ビジネスセンター (H I B C)
(一社) 北海道食産業総合振興機構
(独法) 中小企業基盤整備機構北海道本部
(公財) 北海道中小企業総合支援センター
(公財) 北海道科学技術総合振興センター
(公財) はまなす財団
(一財) さっぽろ産業振興財団
北海道農業協同組合中央会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
(一社) 北海道水産物荷主協会
北海道水産物加工協同組合連合会
(一社) 北海道食品産業協議会
(株) 北洋銀行
(株) 北海道銀行
(株) 商工組合中央金庫札幌支店
農林中央金庫札幌支店
札幌市
北海道

別表 2.

構成団体
(独法) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北海道貿易情報センター
(一社) 北海道貿易物産振興会
北海道国際ビジネスセンター (H I B C)
(一社) 北海道食産業総合振興機構
北海道